

直方市支援対象児童等見守り強化事業補助金

令和 7 年度 募集要項

令和 7 年 4 月

直方市

1 目的

直方市では、家庭環境の変化等によるこどもの見守り機会の減少を踏まえ、地域におけるこどもの見守り体制の強化を図るため、訪問による食事の提供、学習支援、生活指導支援等を行う民間団体等に対し、当該見守り活動に係る経費を補助する事業を実施します。

本募集要項では、直方市支援対象児童等見守り強化事業補助金交付要綱（以下「要綱」）に定める概要の他、実施する際の具体について定めることを目的としています。

2 申請期間

令和7年4月1日（火）～12月26日（金）

※補助金の申請額が予算額に達した時点で受付を終了します。

3 補助対象期間

申請日の属する月の初日～令和8年3月31日（火）

4 補助単価（基準額）

訪問により状況を把握した場合：（支援対象児童1人1回当たり）1,500円

※補助金額の1,000円未満の端数は切り捨てとします。

※補助上限額は、1団体につき80万円とします。

※補助対象経費の合計額が補助単価の計算による補助金額に満たない場合は、補助対象経費の合計額を限度とします。

※予算の範囲内において補助するため、申請多数の場合は、補助事業の趣旨に鑑み、補助金が一部交付や不採用となることもあります。

5 補助対象事業

補助対象となる事業は、訪問により支援対象児童の状況を把握し見守りを行う活動を実施する場合で、次の要件を全て満たす事業です。

（1）対象事業について

ア 原則として月に1回以上、訪問により支援対象児童の状況を把握し見守りを行うとともに、必要に応じて、食事の提供、基本的な生活習慣の習得支援や生活指導及び学習習慣の定着等の学習支援を実施すること

イ 主な利用者は、支援対象児童及びその保護者であること

ウ 支援対象児童を見守り、必要に応じて直方市や児童相談所など、適切な相談支援関係機関の紹介や支援につなぐこと

（2）安全、衛生、個人情報について

ア 事業の実施中において、利用者の安全管理に十分配慮すること

イ 食事の提供にあたっては、衛生管理や食物アレルギー有無等に十分配慮すること

(3) その他

- ア 営利を目的とした事業でないこと
- イ 利用料を徴収する場合の代金は、無料又は実費等の低廉なものに限ること
- ウ 宗教又は政治活動を目的としていないこと
- エ 国、福岡県、直方市から他の補助金の交付を受けていないこと（一部例外有。）

6 補助対象団体

補助対象となる団体は、直方市内に活動の拠点があり、令和6年度までに、こども食堂やこども宅食等こどもの見守り活動の実績がある法人格を有する団体です。任意団体や個人での申請はできません。

また、以下に該当する団体は対象外になります。

- ア 暴力団、暴力団関係団体又はこれらと密接な関係を有する団体
- イ 活動内容が公序良俗に反すると認められる団体

7 支援対象児童

支援対象児童とは、直方市の要保護児童対策地域協議会に登録されているこども及び市長が見守りを必要と判断するこどもです。

要保護児童対策地域協議会の設置（児童福祉法第25条の2）

地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童（第31条第4項に規定する延長者及び第33条第10項に規定する保護延長者（次項において「延長者等」という。）を含む。次項において同じ。）の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

要保護児童対策地域協議会の支援対象（要保護児童等）

- 要保護児童（児童福祉法第6条の3第8項）
保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童
- 要支援児童（児童福祉法第6条の3第5項）
保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
- 特定妊婦（児童福祉法第6条の3第5項）
出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

このような状況が見受けられ、見守りが必要と考えられるこどもについて、直方市と適宜情報交換を行い、支援対象児童一覧表（様式第11号）に記載ください。

児童虐待が疑われる場合は、ためらわずに直方市や児童相談所に相談・通告してください。

「虐待ではないかもしれない」「恨まれたり、責任を問われるのではないか」と団体内で抱え込まず、心配な状況が生じた場合は連絡ください。

詳しくは、直方市ホームページ[児童虐待を防ぐために]をご確認ください。

(https://www.city.nogata.fukuoka.jp/kurashi/_1109/_1110/_10827.html)

8 補助対象経費

区分	内容
人件費	・訪問や支援対象児童の状況把握を行うスタッフの人件費等(団体等の運営に係る職員の賃金や役員報酬を除く。)
物品購入費	・単価が2万円未満の下記の物品の購入費 ① 調理器具、食器類、キッチン雑貨、② 調理家電、什器類、 ③ 衛生用品、④ 遊具類、⑤ 書籍、⑥ 文具・教材、 ⑦ ①～⑥に該当しない物品で、事業を実施する上で市長が特に必要と認めたもの
印刷製本費	・活動報告に係る用紙代、事業に係るチラシ等作成費等
食材購入費	・食事の調理(調味料、弁当を含む)に必要な食材費、発注する弁当等の購入経費
運搬費	・居宅訪問や食料品配送等に係る交通費、ガソリン代、レンタカー費用等
手数料	・支払いに係る振込手数料
賃借料	・食料品の保管場所や、事業実施を主目的とした会場使用料
保険料	・利用者や運営スタッフ、ボランティア等の事業に係る怪我や賠償責任の補償を行う保険の保険料
受講料、検査料	・運営スタッフ、ボランティアの食品衛生責任者養成講習受講料 ・検便等の検査手数料
その他の費用	・職員等の能力向上のための研修講師謝礼、書籍購入費等 ・その他、特に必要と認められる経費

注) 原則、補助対象期間に団体が支出した経費を対象とします。ただし、保険料等については補助対象期間より前に支出する保険料等の対象となる期間が補助対象期間内であることが書面により明らかな場合は、補助対象期間より前に団体が支出した経費のうち補助対象期間分の経費を補助対象経費とします。

注) いずれの項目についても、補助対象事業にのみ係る経費で、実施に必要最小限なものに限り、通常より著しく高額と判断される経費を除きます。

注) 以下の経費については対象外とします。

- ・団体の経常的な経費と区分ができない経費
- ・支援対象児童の状況把握を行わず、単に食事の提供等を行う場合の経費
- ・支援対象児童及びその保護者以外に対して行う取り組みに係る経費

- ・その他市長が不適当と認める経費

9 申請方法

必要書類を確認の上（必要書類が揃わないまま提出した場合、当該書類は受理出来ません。）、担当課まで持参、郵送又はEメールにより提出下さい。当該補助金を初めて申請する団体は、申請内容について事前にご相談ください。

なお、申請に要する経費は申請団体の負担とし、提出いただいた書類は返却いたしません。

また、Eメールによる申請後、1週間を経過してもなお担当課より受信確認の応答がない場合は、Eメールが到達していない可能性がありますので、お問い合わせください。

10 交付申請

当該補助金の支払時期は、原則として、事業が完了し額が確定された後となります（確定払）。しかし、経費立替に伴う負担を軽減するため等、特に必要があると市長が認める場合のみ、事業完了前に支払うことができます（概算払）。概算払を希望する申請団体は、その理由を補助金交付申請書（様式第1号）に詳細に記載し、申請してください。

11 交付決定

申請いただいた書類を基に審査を行い、必要に応じてヒアリングを行い、補助金の交付の可否、支払い方法及び交付額を決定し、代表者あてに文書で通知します（申請から3週間前後を目途として審査、決定します）。

12 申請の取り下げ

交付決定額や決定に係る直方市が付した条件に不服がある場合など、申請を取り下げようとするときは、補助金交付申請取下書（様式第8号）を提出してください。

取り下げが可能な期間は、通知を受領した日の翌日から起算して10日までとします。

13 交付決定後に提出する書類

- （1）決定後速やかに提出すべき書類__支援対象児童一覧表（様式第11号）

提出にあたっては、直方市と補助団体で事前の協議を行い、支援対象児童の選定の上、作成・提出をお願いします。

その後に支援対象児童の増減等内容に変更があれば、適宜修正・提出ください。

- （2）毎月提出すべき書類__活動報告書（様式第12号）

事業開始後、月ごとに作成し、翌月10日までに直方市に提出してください。

なお、当日の支援対象児童又はその家族の様子や状況について気になることが確認された場合は、遅滞なく直方市へ口頭報告のうえ、後日活動報告書にて改めて書面で報告してください。

14 交付決定後に変更等が生じた場合

交付決定後、事業内容に変更が生じた場合、または事業を中止・廃止しようとするときは、補助金変更・中止・廃止承認申請書（様式第9号）を速やかに提出願います（軽微な変更の場合は提出不要です。提出の必要性について判断に迷った際は担当課までご相談ください）。

15 事業終了後の手続き

事業終了後1か月以内又は令和8年4月10日のいずれか早い日までに必要書類を提出してください。

16 補助額の確定

報告書等を基にした書類審査、根拠資料のヒアリング等を通じて補助金の交付の決定の内容に適合するかを判断し、適合すると認めた場合、補助金額確定通知書（様式第15号）を補助団体に通知します。

通知を受けた補助団体は、請求書（直方市様式）により補助金を直方市に請求し、直方市は請求を受けた日から30日以内に補助団体へ当該補助金を交付します。

※概算払を受けた団体で、確定した補助金額が事前に交付した額に満たないときは、差額を返還していただくこととなります。

請求書については、以下の直方市ホームページからダウンロードください。

(https://www.city.nogata.fukuoka.jp/sangyo/_1231/_2812.html)

(適格請求書 https://www.city.nogata.fukuoka.jp/shisei/_1236/_12431.html)

17 交付の取消等

以下のいずれかに該当すると市長が認めたとき、補助金交付を取り消し、若しくは交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全額若しくは一部の返還を求めます。

- ・偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- ・補助金を交付の目的以外に使用したとき
- ・要綱及び本募集要項に違反したとき
- ・上記のほか、市長が補助を行うことを不適当と認めたとき

18 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税等仕入控除税額」）

申請時に明らかな場合は事業収支予算書（様式第3号）から当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を除いて申請を、事業終了時に明らかな場合は事業収支決算書（様式第14号）から当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を除いて報告をしてください。

補助金の額確定後に消費税及び地方消費税の申告を行い、消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書（様式第16号）により速やかに市長に報告してください。

※消費税等仕入控除税額が0円の場合でも、必ず直方市に報告してください。

※報告により確定済の補助金交付額を変更すべき場合は、当該消費税等仕入控除税額

の全部または一部の返還を請求いたします。

19 その他

(1) 報告及び調査

市長が必要と判断した場合、補助団体に対して補助対象事業に係る報告を求めたり、担当課職員による調査を実施することがあります。

(2) 書類の整備

補助対象事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了日の属する年度の翌年度から最低5年間は保管してください。

(3) 個人情報の保護

補助団体は、補助対象事業により知り得た個人情報を漏らしてはいけません。補助対象事業の終了若しくは団体の職を退いた者についても同様です。

(4) 次年度以降の補助事業

本補助事業は、国の補助金を原資として毎年度の予算措置に基づき実施するものであり、毎年度の予算確保を約束するものではありません。

(5) Q & A

以上の他、補助事業の実施等に係り想定されるお問い合わせ事項等については、別紙「直方市支援対象児童等見守り強化事業補助金 Q & A」をご確認ください。

20 担当課

〒822-8501 福岡県直方市殿町7番1号 直方市役所2F 24番窓口
市民部 子育て・障がい支援課 児童家庭係
(直方市要保護児童対策地域協議会 事務局)
TEL : 0949-25-2133 FAX : 0949-25-2135
電子メール : n-jido@city.nogata.lg.jp